平成２７年（フ）第１２０号
愛媛県松山市別府町347番地24　シンセリティー１　202号
債務者　佐々木　勉
1　決定年月日時　平成27年６月18日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月17日まで
松山地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第２３号
宮崎県日南市北郷町郷之原乙3980番地10
債務者　森數　真
1　決定年月日時　平成27年６月17日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月17日まで
宮崎地方裁判所日南支部

平成２７年（フ）第１６１号
鹿児島県鹿児島市郡山町2192番地　ヴァルトビューネ弐201号
債務者　盛満　悦子
1　決定年月日時　平成27年６月17日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月17日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２７年（フ）第１７４号
鹿児島県日置市伊集院町竹之山1072番地
債務者　脇田　修一
1　決定年月日時　平成27年６月16日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月17日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２７年（フ）第２１７５号
大阪府豊中市服部南町３丁目２番13号
債務者　外間　匠
1　決定年月日時　平成27年６月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月５日まで
5　免責審尋期日　平成27年８月21日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第２２０６号
大阪府吹田市岸部北２丁目３番Ｂ４―1303号
債務者　髙田愛花音（旧姓寺口）
1　決定年月日時　平成27年６月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月５日まで
5　免責審尋期日　平成27年８月21日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第２２１１号
大阪府高槻市城東町15番17―304号
債務者　松村　竜彦
1　決定年月日時　平成27年６月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月５日まで
5　免責審尋期日　平成27年８月21日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第２２１４号
大阪府四條畷市二丁通町24番３―601号
債務者　生野　泰生（旧姓北野）
1　決定年月日時　平成27年６月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月５日まで
5　免責審尋期日　平成27年８月21日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第２２１５号
大阪府四條畷市二丁通町24番３―601号
債務者　生野　恵（旧姓幸津・石原）
1　決定年月日時　平成27年６月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月５日まで
5　免責審尋期日　平成27年８月21日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第２２２号
静岡県浜松市東区西ケ崎町1237番地の１102号室、前住所静岡県浜松市浜北区内野台２丁目12番11号
債務者　鈴木　滋晶
1　決定年月日時　平成27年６月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月６日まで
5　免責審尋期日　平成27年８月６日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２７年（フ）第１８９号
静岡県浜松市西区村櫛町2580番地の17
債務者　細井　学
1　決定年月日時　平成27年６月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月14日まで
5　免責審尋期日　平成27年８月14日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２７年（フ）第２９号
大分県豊後高田市草地1366番地
債務者　安藤ひとみ
1　決定年月日時　平成27年６月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月17日まで
5　免責審尋期日　平成27年８月31日午後１時30分
大分地方裁判所中津支部破産再生係

破産手続廃止

平成２６年（フ）第９９号
栃木県小山市大字下初田739番地１
破産者　有限会社東伸
1　決定年月日　平成27年６月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所栃木支部

平成２７年（フ）第３７号
千葉県四街道市大日148番地１　アルシオネⅠ―102
破産者　佐藤　明子
1　決定年月日　平成27年６月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２７年（フ）第５２号
千葉県白井市けやき台２丁目２番１棟501号
破産者　小澤　成美
1　決定年月日　平成27年６月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２７年（フ）第５３号
茨城県龍ケ崎市佐貫町555番地６
破産者　株式会社美昇
1　決定年月日　平成27年６月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所佐倉支部